

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成28年1月28日(2016.1.28)

【公表番号】特表2015-505176(P2015-505176A)

【公表日】平成27年2月16日(2015.2.16)

【年通号数】公開・登録公報2015-010

【出願番号】特願2014-544916(P2014-544916)

【国際特許分類】

H 04 N 21/4722 (2011.01)

H 04 N 21/436 (2011.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

H 04 N 21/4722

H 04 N 21/436

G 06 F 13/00 510 B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年11月30日(2015.11.30)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表示されるコンテンツへの関心表示を、携帯通信装置によってコンテンツプロバイダーに伝達するステップであって、前記携帯通信装置の通信情報は、前記伝達された関心表示の情報を使用して決定される、ステップと、

前記伝達された関心表示に応答して送信された、関心対象の前記コンテンツ、関心対象の前記コンテンツのコンテンツデータおよび関心対象の前記コンテンツのロケーション情報の少なくとも1つを受信するステップと、

前記受信された関心対象の前記コンテンツ、関心対象の前記コンテンツのコンテンツデータおよび関心対象の前記コンテンツのロケーション情報の少なくとも1つを前記携帯通信装置に格納するステップと、

を含む、方法。

【請求項2】

前記携帯通信装置を使用して、コンテンツへの関心表示としてクイックレスポンスコードを走査するステップを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記携帯通信装置によって走査された前記クイックレスポンスコードを前記コンテンツプロバイダーに伝達するステップを含む、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

関心対象の前記コンテンツのユニフォームリソースロケータを前記携帯通信装置のキャッシュに格納するステップを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

近距離無線通信を使用して、前記コンテンツへの関心を表すステップを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記携帯通信装置の近距離無線通信の能力および機能を使用して、前記携帯通信装置の

通信情報を決定する、請求項 5 に記載の方法。

【請求項 7】

前記携帯通信装置のメディアアクセス制御アドレスを、提示されるコンテンツへの関心表示として、前記携帯通信装置によって前記コンテンツプロバイダーに提供するステップを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記携帯通信装置のロケーションを追跡して、前記携帯通信装置に公開されるコンテンツを決定する、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 9】

前記携帯通信装置の機能を使用して、前記携帯通信装置に近接して提示される関心対象のコンテンツを識別するステップを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 10】

前記格納された関心対象のコンテンツ、関心対象の前記コンテンツの前記コンテンツデータおよび関心対象の前記コンテンツの前記格納されたロケーション情報の少なくとも1つを使用して、関心対象の前記コンテンツのもとの提示時間よりも後の時間に、関心対象の前記コンテンツをレビューするステップを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 11】

前記格納された関心対象のコンテンツ、関心対象の前記コンテンツのコンテンツデータおよび関心対象の前記コンテンツの前記格納されたロケーション情報の少なくとも1つを使用して、関心対象の前記コンテンツのもとの提示時間よりも後の時間に、前記携帯通信装置上で関心対象の前記コンテンツを再生するステップを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 12】

前記携帯通信装置にどのようなコンテンツが公開されるかに関する情報をリストの形で配列するステップを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 13】

前記携帯通信装置上に前記リストをドロップダウンメニューとして提示するステップを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 14】

前記ドロップダウンメニューを使用して、前記携帯通信装置内にどのコンテンツを格納するのか、どのコンテンツについてコンテンツデータを格納するのか、およびどのコンテンツについてロケーション情報を格納するのかの少なくとも1つを前記携帯通信装置が選択することを可能にするステップを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 15】

それぞれのディスプレイ上に再生されているコンテンツおよび前記それぞれのディスプレイのロケーションを前記携帯通信装置に対して識別するためのネットワークビーコンを受信するステップを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 16】

前記携帯通信装置は、どのようなコンテンツが公開されているかを、前記ネットワークビーコンを使用して示す、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 17】

プログラムルーチンおよびデータを格納するためのメモリーと、
前記プログラムルーチンを実行するためのプロセッサーと、
コンテンツおよびコンテンツデータの少なくとも1つを表示するためのディスプレイと、
を備える、機器であって、前記プログラムルーチンは、前記機器に対し、
表示されるコンテンツへの関心表示を、前記機器によってコンテンツプロバイダーに伝達させ、

前記機器の通信情報は前記伝達された関心表示の情報を使用して決定され、

前記プログラムルーチンは、前記機器に対し、さらに

前記伝達された関心表示に応答して送信された、関心対象の前記コンテンツ、関心

対象の前記コンテンツのコンテンツデータおよび関心対象の前記コンテンツのロケーション情報の少なくとも1つを受信させ、

前記受信された関心対象の前記コンテンツ、関心対象の前記コンテンツのコンテンツデータおよび関心対象の前記コンテンツのロケーション情報の少なくとも1つを前記機器に格納させる、前記機器。

【請求項18】

前記機器は、前記格納された関心対象のコンテンツ、関心対象の前記コンテンツのコンテンツデータおよび関心対象の前記コンテンツの前記格納されたロケーション情報の少なくとも1つを使用して、関心対象の前記コンテンツのもとの提示時間よりも後の時間に、関心対象の前記コンテンツに関する情報をレビューするようにさらに構成された、請求項17に記載の機器。

【請求項19】

前記機器は、携帯通信装置を含む、請求項17に記載の機器。

【請求項20】

前記携帯通信装置は、携帯電話を含む、請求項19に記載の機器。

【請求項21】

コンテンツの再現を、後のレビューのために可能にするためのシステムであって、
メディアコンテンツを提供するための少なくとも1つのコンテンツプロバイダーと、
プログラムルーチンおよびデータを格納するためのメモリー、前記プログラムルーチン
を実行するためのプロセッサー、ならびにコンテンツおよびコンテンツデータの少なくとも1つを表示するためのディスプレイを含む機器と、
を備え、

前記プログラムルーチンは、前記機器に対し、

表示されるコンテンツへの関心表示を、前記機器によってコンテンツプロバイダーに
伝達させ、

前記機器の通信情報は前記伝達された関心表示の情報を使用して決定され、

前記プログラムルーチンは、前記機器に対し、さらに

前記伝達された関心表示に応答して送信された、関心対象の前記コンテンツ、関心対象の前記コンテンツのコンテンツデータおよび関心対象の前記コンテンツのロケーション情報の少なくとも1つを受信させ、

前記受信された関心対象の前記コンテンツ、関心対象の前記コンテンツのコンテンツデータおよび関心対象の前記コンテンツのロケーション情報の少なくとも1つを前記機器に格納させる、前記システム。

【請求項22】

前記少なくとも1つのコンテンツプロバイダーは、コンテンツサーバーを含む、請求項21に記載のシステム。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0002

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0002】

関連出願の相互参照

本出願は、2011年11月30日に出願された米国仮特許出願第61/565,134号の出願日の利益を主張するものであり、これを、参照によってそのすべてをすべての目的のために本明細書に援用する。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0004

【訂正方法】変更

【訂正の内容】**【0004】**

現在、「インスタペーパー (Instapaper)」と呼ばれる製品があり、それは、モバイルインターネットまたはインターネットのユーザーが、関心対象の記事を見て、もっと都合の良いときに、または念入りに読むのにもっと適した読み出し装置を使用して後で読むために、それにマークを付ける手段を提供する。しかし、それは、ユーザーがメディア消費をその上で制御するスクリーン上でだけ働く（たとえばPCまたは携帯通信装置）。そのようなアプリケーションでは、スクリーン上で見えるものにタグ付けして、その資料を後でレビューすることができるようになる方法がない。

【誤訳訂正4】**【訂正対象書類名】明細書****【訂正対象項目名】0006****【訂正方法】変更****【訂正の内容】****【0006】**

本発明の一実施形態では、方法は、携帯通信装置に近接して表示されるコンテンツへの関心表示をコンテンツプロバイダーに伝達するステップであって、携帯通信装置の通信情報が、伝達された関心表示の情報を使用して決定される、ステップと、伝達された関心表示に応答して、関心対象のコンテンツ、関心対象のコンテンツのコンテンツデータおよび関心対象のコンテンツのロケーション情報の少なくとも1つを受け取るステップと、関心対象のコンテンツ、関心対象のコンテンツのコンテンツデータおよび関心対象のコンテンツのロケーション情報の少なくとも1つを携帯通信装置中に格納するステップと、を含む。

【誤訳訂正5】**【訂正対象書類名】明細書****【訂正対象項目名】0007****【訂正方法】変更****【訂正の内容】****【0007】**

本発明の代替的実施形態では、機器は、プログラムルーチンおよびデータを格納するためのメモリーと、プログラムルーチンを実行するためのプロセッサーと、コンテンツおよびコンテンツデータの少なくとも1つを表示するためのディスプレイと、を含む。本発明の述べる実施形態では、機器は、携帯通信装置に近接して表示されるコンテンツへの関心表示をコンテンツプロバイダーに伝達し、携帯通信装置の通信情報は伝達された関心表示の情報を使用して決定され、伝達された関心表示に応答して、関心対象のコンテンツ、関心対象のコンテンツのコンテンツデータおよび関心対象のコンテンツのロケーション情報の少なくとも1つを受け取り、関心対象のコンテンツ、関心対象のコンテンツのコンテンツデータおよび関心対象のコンテンツのロケーション情報の少なくとも1つを携帯通信装置中に格納する、ように構成される。

【誤訳訂正6】**【訂正対象書類名】明細書****【訂正対象項目名】0008****【訂正方法】変更****【訂正の内容】****【0008】**

本発明の代替的実施形態では、その後のレビューのために、コンテンツの再現を可能にするためのシステムは、メディアコンテンツを提供するための少なくとも1つのコンテンツプロバイダーと、プログラムルーチンおよびデータを格納するためのメモリー、プログラムルーチンを実行するためのプロセッサーならびにコンテンツおよびコンテンツデータの少なくとも1つを表示するためのディスプレイを含む機器と、を含む。述べる実施形態

では、機器は、携帯通信装置に近接して表示されるコンテンツへの関心表示をコンテンツプロバイダーに伝達し、携帯通信装置の通信情報は伝達された関心表示の情報を使用して決定され、伝達された関心表示に応答して、関心対象のコンテンツ、関心対象のコンテンツのコンテンツデータおよび関心対象のコンテンツのロケーション情報の少なくとも1つを受け取り、関心対象のコンテンツ、関心対象のコンテンツのコンテンツデータおよび関心対象のコンテンツのロケーション情報の少なくとも1つを携帯通信装置中に格納するよう構成される。

【誤訳訂正7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0009

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0009】

本発明の教示は、以下の発明を実施するための形態を添付図面とともに検討すると、容易に理解することができる。

【図1】本発明の実施形態を適用することができるコンテンツ配布システムのハイレベルのブロック図である。

【図2】本発明の実施形態を適用することができる、店内で広告するための店内広告用ネットワークのハイレベルのブロック図である。

【図3】本発明の実施形態による、消費者がその後のレビューのために容易に再現して、関心対象のコンテンツを格納するための方法のフローチャートである。

【図4】本発明の実施形態による、本明細書に記載された本発明の、種々の記載された発明の態様を実施することができる携帯通信装置のハイレベルのブロック図である。

【誤訳訂正8】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0011

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0011】

本発明は、有利にも、携帯通信装置に対して晒された(exposed)コンテンツについて関心対象のコンテンツ、関心対象のコンテンツに関するコンテンツデータおよび関心対象のコンテンツに関するロケーション情報の少なくとも1つを格納し、格納された情報をその後でレビュー(review)することを可能にするための方法、機器およびシステムを提供する。本発明は、小売りの広告がされている環境の文脈内で主として述べることにするが、本発明の具体的な実施形態は、本発明の範囲を限定するものとして扱うべきでない。本発明の教示を教授された当業者は、いずれものコンテンツの配布または通信するネットワーク中で、たとえばビデオオンデマンドシステムなどの中で、メディアコンテンツを表示するスクリーンまたはディスプレイを利用して、本発明の概念を実現することができることを認識されることになるはずである。さらに、本発明を、広告用コンテンツ、たとえば製品に関するコマーシャルの文脈内で主に述べることにするが、本発明の教示を教授された当業者は、本発明の様々な実施形態では、本発明の様々な実施形態とともに述べるコンテンツが、サービス広告、メディアコンテンツ、たとえばオンデマンドコンテンツ、クーポン、個人別のオファーなどを含むことができることを認識されるであろう。加えて、本発明は、携帯通信装置にコンテンツを格納する状況内で主に述べることにするが、本発明の教示を教授された当業者は、本発明の様々な実施形態では、本発明の概念は、いずれかのオーディオまたはオーディオ/ビデオ装置上でその後で表示するために、オーディオコンテンツ、オーディオ/ビデオコンテンツデータ、それらコンテンツに関するロケーション情報などをいずれかの通信装置中に格納することに適用することを認識されるであろう。

【誤訳訂正9】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0015

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0015】

図1は、本発明の実施形態を適用することができるコンテンツ配布システムのハイレベルのブロック図を示す。図1のコンテンツ配布システム100は、実例として、少なくとも1つのサーバー110、複数の受信装置、たとえばチューニングする/デコードする手段(例示としてセットトップボックス(set-top box(STB)))120₁-120_n、およびセットトップボックス120₁-120_nのそれぞれのためのそれぞれのディスプレイ130₁-130_nを含む。図1は、さらに、携帯通信装置140(実例として携帯電話)を示し、それは、ユーザー(たとえば顧客またはサービス技術者)がコンテンツ配布システム100の至るところで携帯することができ、本発明の概念によって、ユーザーにとって関心対象のコンテンツ、および携帯通信装置が、そのようなユーザーとしてどんなコンテンツに対して晒されているのかを決定するために使用でき、そして後でレビューするためにコンテンツを再現することができる。すなわち、本発明の様々な実施形態によれば、本発明の携帯通信装置は、たとえば、携帯通信装置に近接して表示されるコンテンツへの関心表示をコンテンツプロバイダーに伝達し、携帯通信装置のアイデンティティーが、コンテンツプロバイダーによって、伝達された関心表示中の情報を使用して決定される。携帯通信装置は、その後、識別された関心対象のコンテンツ、関心対象のコンテンツのコンテンツデータおよび関心対象のコンテンツのロケーション情報の少なくとも1つをコンテンツプロバイダーから受け取る。関心対象のコンテンツ、関心対象のコンテンツのコンテンツデータおよび関心対象のコンテンツのロケーション情報の該少なくとも1つは、そのとき、携帯通信装置中に格納される。

【誤訳訂正10】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0017

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0017】

本発明の一実施形態では、図1のコンテンツ配布システム100は、店内の広告用ネットワークの一部とすることができます。たとえば、図2は、店内で広告するための店内の広告用ネットワーク200のハイレベルのブロック図を示す。図2の広告用ネットワーク200では、広告用ネットワーク200および配布システム100は、音楽のレコード、ホームビデオ、製品デモンストレーション、広告用コンテンツおよび他のそのようなコンテンツを、店内の環境においてエンターテイメントコンテンツ、ニュースおよび同様の消費者情報を含むコンテンツとともに、カタログに載せ、配布し、提示し、および使用を追跡する、ソフトウェアとハードウェアの組み合わせを用いる。コンテンツは、圧縮または非圧縮のビデオおよびオーディオストリーム形式(たとえばMPEG4/MPEG4 Part 10/AVC-H.264、VC-1、Windows Mediaなど)で提示されるコンテンツを含むことができるが、しかし本システムは、それらの形式のみを使用するものと限定すべきでない。

【誤訳訂正11】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0027

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0027】

上記に述べたように、本発明の様々な実施形態は、後でレビューするために、携帯通信装置のユーザーが、携帯通信装置上の広告または他のメディアコンテンツの少なくともコ

ンテンツ、コンテンツデータおよびロケーション情報を「セーブ (save)」するための方法および手段を提供する。また上記に述べたように、本発明の一実施形態では、ユーザーによって走査されたQRコード（登録商標）がサーバーのURLに伝達される。本発明の様々な実施形態では、そのようなサーバーは、店内の広告用ネットワーク200のコンテンツ配布システム100またはNMC210またはNOC220のサーバー110を含むことができる。サーバーは、ユーザーを識別し（すなわちクッキーまたはジャバスクリプトを通じて）、そしてそのとき製品のURLをユーザーの携帯通信装置に伝達し、たとえば一実施形態では、携帯通信装置の個人情報キャッシュに格納する。本発明の代替的実施形態では、コンテンツへの関心表示は、たとえば上記に述べたようにQRコードを走査することによって、コンテンツを携帯通信装置に提供することが可能ないずれもの装置への通信とすることができますに留意すべきである。

【誤訳訂正12】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0029

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0029】

次いで、携帯通信装置のユーザーは、その後で携帯通信装置中に格納された情報を再現して、格納された関心対象のコンテンツをレビューする、関心対象のコンテンツのコンテンツデータ（たとえば製品情報）をレビューする、および／または関心対象のコンテンツを代わりの場所に、たとえばインターネットのサイトに配置することができる。本発明の様々な実施形態によれば、携帯通信装置中に格納された情報は、携帯通信装置のオーディオ装置またはビデオ装置（たとえばスクリーン）上でレビューすることができる、および／またはコンテンツ配布環境下であろうとなかろうと、または代わりのパーソナルオーディオ装置またはビデオ装置に、または代わりの場所中の代わりのパーソナルオーディオ装置またはビデオ装置に伝達して、その後でレビューすることができる。上記に述べた本発明の本実施形態では、サーバー／コンテンツプロバイダーが、受け取ったコンテンツへの関心表示から携帯通信装置の通信情報を決定するが、本発明の代替的実施形態では、コンテンツ、コンテンツデータおよびコンテンツロケーション情報の少なくとも1つを携帯通信装置に伝達することが可能ないずれもの装置は、関心表示の通信中の情報を使用して、携帯通信装置に関する通信パラメータを決定することができることに留意すべきである。たとえば、本発明の一実施形態では、携帯通信装置は、コンテンツへの関心表示をコンテンツプロバイダーに伝達することができ、それに応答して、コンテンツプロバイダーは、関心対象のコンテンツをセットトップボックスに伝達することができ、それは、そのとき、携帯通信装置を対象とするそのようなコンテンツを携帯通信装置に転送することができる。そのような実施形態では、携帯通信装置と通信するための通信パラメータを決定するのは、コンテンツソースではなく、セットトップボックスとすることができる。

【誤訳訂正13】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0041

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0041】

図3は、本発明の実施形態による、その後でレビューするために、関心対象のコンテンツの再現を可能にするための方法のフローチャートを示す。本明細書に述べるプロセスステップは、プロセッサーによって実行されるソフトウェア、ハードウェアまたはその組み合わせによって同等に実施されるものとして広く解釈するものと意図する。方法300は、ステップ302で開始され、その間、携帯通信装置を使用して、たとえばサーバーなどのコンテンツプロバイダーに、ユーザー／消費者が、携帯通信装置に近接して提示されている特定のコンテンツ、たとえば製品のための広告用コンテンツへの関心表示が伝達され

る。たとえば、本発明の一実施形態では、ユーザーは、コンテンツに興味がある場合、ユーザーの携帯通信装置を使用して、QRコードを走査することができ、それは、ディスプレイのスクリーン上にコンテンツと同時に表示される。ユーザーによって走査されたQRコードは、ユーザーが提示されているコンテンツに興味があるということを示すために、コンテンツサーバーなどのサーバーに伝達される。本発明の代替的実施形態では、広告用スクリーンは、近距離無線通信(NFC)パッドを含み、ユーザーは、そのNFC対応携帯通信装置をNFCパッドにタッピングして、提示されているコンテンツに興味があることを、たとえばコンテンツサーバーに示す。また本発明の代替的実施形態では、ユーザーは、関心表示として、広告環境内でユーザーの携帯通信装置を追跡する手段を本発明のサーバーに提供し、それによってそのサーバーは、消費者および消費者の携帯通信装置が、たとえば消費者の広告環境中に居る間に晒されるコンテンツの追跡を維持する。携帯通信装置によってサーバーに伝達された関心表示は、そのとき、携帯通信装置を識別して携帯通信装置との通信を確立するために、サーバーによって使用される。方法300は、次いでステップ304に進む。

【誤訳訂正14】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0042

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0042】

ステップ304では、関心対象のコンテンツ、関心対象のコンテンツのコンテンツデータおよび関心対象のコンテンツのロケーション情報の少なくとも1つが、携帯通信装置によって受け取られる。すなわち、本発明の一実施形態では、携帯通信装置によって伝達された特定のコンテンツへの関心表示を受け取ったサーバーは、関心表示中で識別された関心対象のコンテンツ、関心対象のコンテンツのコンテンツデータおよび関心対象のコンテンツのロケーション情報の少なくとも1つを伝達し、携帯通信装置が受け取る。方法300は、次いでステップ306に進む。

【誤訳訂正15】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0046

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0046】

携帯通信装置上でその後でレビューするために、関心対象のコンテンツの再現を可能にするための方法、機器およびシステムについて様々な実施形態(それは、例示的であることを意図し、限定するように意図していない)を述べてきたが、当業者は、上記の教示を踏まえて修正および変更を行うことができることに留意されたい。したがって、開示した本発明の具体的な実施形態において、本発明の範囲および趣旨内に含まれる変更を行うことができることを理解すべきである。前述事項が本発明の様々な実施形態に向けられているが、本発明の他のおよびさらなる実施形態は、その基本的な範囲から逸脱せずに考案することができる。

本発明は以下の態様を含む。

(付記1)

携帯通信装置に近接して表示されるコンテンツへの関心表示をコンテンツプロバイダーに伝達するステップであって、前記携帯通信装置の通信情報は、前記伝達された関心表示の情報を使用して決定される、ステップと、

前記伝達された関心表示に応答して、関心対象の前記コンテンツ、関心対象の前記コンテンツのコンテンツデータおよび関心対象の前記コンテンツのロケーション情報の少なくとも1つを受信するステップと、

関心対象の前記コンテンツ、関心対象の前記コンテンツのコンテンツデータおよび関心

対象の前記コンテンツのロケーション情報の前記少なくとも1つを前記携帯通信装置に格納するステップと、

を含む、方法。

(付記2)

前記携帯通信装置を使用して、コンテンツへの関心表示としてクイックレスポンスコードを走査するステップを含む、付記1に記載の方法。

(付記3)

前記携帯通信装置によって走査された前記クイックレスポンスコードを前記コンテンツプロバイダーに伝達するステップを含む、付記2に記載の方法。

(付記4)

関心対象の前記コンテンツのユニフォームリソースロケータを前記携帯通信装置のキャッシュに格納するステップを含む、付記1に記載の方法。

(付記5)

近距離無線通信を使用して、前記コンテンツへの関心を表すステップを含む、付記1に記載の方法。

(付記6)

前記携帯通信装置の近距離無線通信の能力および機能を使用して、前記携帯通信装置の通信情報を決定する、付記5に記載の方法。

(付記7)

前記携帯通信装置のメディアアクセス制御アドレスを、前記携帯通信装置に近接して提示されるコンテンツへの関心表示として前記コンテンツプロバイダーに提供するステップを含む、付記1に記載の方法。

(付記8)

前記携帯通信装置のロケーションを追跡して、前記携帯通信装置に公開されるコンテンツを決定する、付記1に記載の方法。

(付記9)

前記携帯通信装置の機能を使用して、前記携帯通信装置に近接して提示される関心対象のコンテンツを識別するステップを含む、付記1に記載の方法。

(付記10)

前記格納された関心対象のコンテンツ、関心対象の前記コンテンツの前記コンテンツデータおよび関心対象の前記コンテンツの前記格納されたロケーション情報の少なくとも1つを使用して、関心対象の前記コンテンツのもとの提示時間よりも後の時間に、関心対象の前記コンテンツをレビューするステップを含む、付記1に記載の方法。

(付記11)

前記格納された関心対象のコンテンツ、関心対象の前記コンテンツのコンテンツデータおよび関心対象の前記コンテンツの前記格納されたロケーション情報の少なくとも1つを使用して、関心対象の前記コンテンツのもとの提示時間よりも後の時間に、前記携帯通信装置上で関心対象の前記コンテンツを再生するステップを含む、付記1に記載の方法。

(付記12)

前記携帯通信装置にどのようなコンテンツが公開されるかに関する情報をリストの形で配列するステップを含む、付記1に記載の方法。

(付記13)

前記携帯通信装置上で前記リストをドロップダウンメニューとして提示するステップを含む、付記12に記載の方法。

(付記14)

前記ドロップダウンメニューを使用して、前記携帯通信装置内にどのコンテンツを格納するのか、どのコンテンツについてコンテンツデータを格納するのか、およびどのコンテンツについてロケーション情報を格納するのかの少なくとも1つを前記携帯通信装置が選択することを可能にするステップを含む、付記13に記載の方法。

(付記15)

それぞれのディスプレイ上に再生されているコンテンツおよび前記それぞれのディスプレイのロケーションを前記携帯通信装置に対して識別するためのネットワークビーコンを受信するステップを含む、付記 1 に記載の方法。

(付記 16)

前記携帯通信装置は、どのようなコンテンツが公開されているかを、前記ネットワークビーコンを使用して示す、付記 15 に記載の方法。

(付記 17)

プログラムルーチンおよびデータを格納するためのメモリーと、

前記プログラムルーチンを実行するためのプロセッサーと、

コンテンツおよびコンテンツデータの少なくとも 1 つを表示するためのディスプレイと

、
を含む、機器であって、前記機器は、

携帯通信装置に近接して表示されるコンテンツへの関心表示をコンテンツプロバイダーに伝達し、前記携帯通信装置の通信情報は前記伝達された関心表示の情報を使用して決定され、

前記伝達された関心表示に応答して、関心対象の前記コンテンツ、関心対象の前記コンテンツのコンテンツデータおよび関心対象の前記コンテンツのロケーション情報の少なくとも 1 つを受け取り、

関心対象の前記コンテンツ、関心対象の前記コンテンツのコンテンツデータおよび関心対象の前記コンテンツのロケーション情報の前記少なくとも 1 つを前記携帯通信装置中に格納する、

、
ように構成された、前記機器。

(付記 18)

前記機器は、前記格納された関心対象のコンテンツ、関心対象の前記コンテンツのコンテンツデータおよび関心対象の前記コンテンツの前記格納されたロケーション情報の少なくとも 1 つを使用して、前記関心対象のコンテンツのもとの提示時間よりも後の時間で、前記関心対象のコンテンツに関する情報をレビューするようにさらに構成された、付記 17 に記載の機器。

(付記 19)

前記機器は、携帯通信装置を含む、付記 17 に記載の機器。

(付記 20)

前記携帯通信装置は、携帯電話を含む、付記 19 に記載の機器。

(付記 21)

その後でレビューするために、コンテンツの再現を可能にするためのシステムであって、

、
メディアコンテンツを提供するための少なくとも 1 つのコンテンツプロバイダーと、
プログラムルーチンおよびデータを格納するためのメモリー、前記プログラムルーチンを実行するためのプロセッサーならびにコンテンツおよびコンテンツデータの少なくとも 1 つを表示するためのディスプレイを含む機器と、
を含み、

前記機器は、

携帯通信装置に近接して表示されるコンテンツへの関心表示をコンテンツプロバイダーに伝達し、前記携帯通信装置の通信情報は前記伝達された関心表示の情報を使用して決定され、

前記伝達されたコンテンツへの関心表示に応答して、関心対象の前記コンテンツ、関心対象の前記コンテンツのコンテンツデータおよび関心対象の前記コンテンツのロケーション情報の少なくとも 1 つを受け取り、

関心対象の前記コンテンツ、関心対象の前記コンテンツのコンテンツデータおよび関心対象の前記コンテンツのロケーション情報の前記少なくとも 1 つを前記携帯通信装置中に格納する、

ように構成された、前記システム。

(付記 22)

前記少なくとも1つのコンテンツプロバイダーは、コンテンツサーバーを含む、付記21に記載のシステム。

【誤訳訂正16】

【訂正対象書類名】図面

【訂正対象項目名】図3

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【図3】

300

